

CPDの登録区分・重み係数表 (R5.5修正版)

(2023年4月 適用開始)

形態区分毎の重み係数

\*表中の「GEO-Net」とは、土質・地質技術者生涯学習協議会の略

形態区分	形態項目	内容*	区分番号	CPD重み係数	CPD計算	CPD上限
I 参加型	1. 講演・研修	GEO-Netの加盟団体、日本技術士会、大学、関係学協会(学術団体、公益法人を含む)、民間団体、企業が公式に開催するもの	I 1	1	1×H H:受講時間	-
	2. 組織内研修	研修プログラムが明示されており、それに基づいて実施され成果が明確なもの	I 2	1	1×H H:受講時間	-
	3. 学協会活動	(1)国・地方公共団体、GEO-Netの加盟団体、日本技術士会、学協会等の審議会・委員会・専門部会の委員として参加(年間を通じた活動であるもの) (2)学協会の会誌購読	I 3 I 4	1	1×H H:会議時間/年度 1×H H:購読時間/年度	30/年間 10/年間
II 発信型	4. 論文・報告文	(1)GEO-Netの加盟団体、日本技術士会、学協会、民間団体等が開催する技術発表会等での口頭発表	II 1	5	5×H H:発表時間	-
		(2)学術論文の口頭発表(学協会主催)	II 2	2	2×H H:発表時間	-
		(3)GEO-Netの加盟団体、日本技術士会、学協会、民間団体等が発行する学術誌、技術誌等への論文、報告文の掲載	II 3	0.4	0.4×M(分) M:発表時間	-
		(4)GEO-Netの加盟団体、日本技術士会、学協会、民間団体等が発行する学術誌、技術誌等の論文、報告文の査読等	II 4	40	40×件	-
	5. 講師・技術指導	(1)GEO-Netの加盟団体、日本技術士会、学協会等の開催する研修会、講習会、技術説明会、シンポジウム、パネルディスカッションの講師等	II 1	5	5×H H:発表時間	-
		(2)小・中・高での理科教育の講師及び企業での研修会等の講師	II 2	1	1×H H:講演時間	-
		(3)修習技術者等に対する具体的な技術指導(修習ガイドブック(日本技術士会)に示す「基本修習課題:専門技術力、業務遂行能力、行動原則」に該当するものに限る)	II 3	1	1×H H:指導時間	-
		出版物等、成果が明確なもの(翻訳を含む)	II 4	1	1×H H:執筆時間/件	30/年間
		大学、研究機関等における研究開発・技術開発業務への参加、国際機関、国際協力機構等における国際的な技術協力への参加	II 5	1	1×H H:参加時間/年度	30/年間
		8. 資格取得	(1)技術士、学位取得、応用地形判読士及び地質リスク・エンジニア (2)地質調査技士、地質情報管理士、RCOM、土木施工管理技士等	III 1 III 2	20 10	20×件 10×件
9. 業務成果	(1)業務上で技術的成果をあげ、グループ及び個人(本人)が表彰を受けた業務	III 3	20	20/件	-	
	(2)特許出願(発明者に限る)	III 4	10	10/件	-	
	(3)現場管理経験(主任技術者、現場管理人、掘削機長、物理探査班長等)	III 5	40	40/件	10/年間	
	(4)現場経験(一般調査員)	III 6	2	2/業務	10/年間	
	(5)電子納品の実務経験	III 7	1	1/業務	10/年間	
	(6)地質関連情報のデータベース化に関する実務経験	III 8	2	2/業務	10/年間	
IV 自己学習型	10. 多様な自己学習	(1)GEO-Netの加盟団体が認定するeラーニング	IV 1	1	1×H H:履修時間	30/年間
		(2)その他地質技術者のCPDに値すると判断されるもの	IV 2	0.5	0.5×H H:履修時間	-

注意事項

形態区分	形態項目	CPD記録の登録時の注意事項	区分番号	
I 参加型	全体に関すること	CPDの内容は、演題、講師名(所属)だけでなく、テーマやキーワード等で、できるだけ自己研鑽効果がわかるように具体的に記入する ・2日以上連続して受講した場合は、1日ごとに分けて計上する ・異業種交流会、プライベートな研究会、展示会等への参加は、「VI自己学習型」として計上する ・同一の講演・研修の複数回を、2つの「登録区分」項目に分けて計上できる。(例:実時間3時間の講演会を、「B-一般共通資質」のうち「2問題解決」(2時間)、「7技術者倫理」(1時間)に分けて計上する。)	I 1~I 4	
	1. 講演・研修	講演会、講習会、研修などの参加 ・資格取得のための受講等は計上せず、取得時に「VI自己学習型」として計上 ・資格更新のための受講(地質調査技士登録更新講習会など)は形態「I」で計上 ・研修・講演、見学会での移動・食事時間、懇親会等はCPDとして計上しない(主催者が指定するCPD時間若しくは実時間のみ計上すること) ・Web講習会の受講の場合、受講修了証等により受講が確認できるものは「I参加型」で計上し、それ以外の場合は「VI自己学習型」で計上する ・遠隔地で開催されている講演会の場合、受講修了証等により受講が確認できるものは計上できる ・総会等で講演が含まれる場合、証明証等により受講が確認できるものは講演時間のみ計上する ・eラーニングは、日本技術士会等のHPに「CPD講演内容のHP視聴」[eラーニングに該当]の視聴、受講修了証等により受講が確認できるものに限る。それ以外は、「VI自己学習型」で計上する	I 1	
	2. 組織内研修	企業が社員向けに開催する技術向上に資する研修会への参加 ・研修プログラム名、演題、講師名(所属)、要旨、所見等を記入 ・業務に密接に関連する社内会議等は計上しない ・資格取得のための企業内研修等は計上せず、取得時に「VI自己学習型」として計上 ・企業における語学研修は計上できる ・Web講習会形式による企業内研修を受講の場合、会社側が受講者を把握している場合は「I参加型」で計上し、それ以外の場合は「VI自己学習型」で計上する	I 2	
	3. 学協会活動	委員会の名称、目的、自身の役割を明記する ・同一委員会内業務の複数回を、2つの「登録区分」項目に分けて計上できる ・委員会活動は、連年の活動として年度末にまとめて上限時間内で計上する ・公的な機関における技術業務の審査委員も計上できる ・学協会の会誌購読は、年度末にまとめて計上できる	I 3 I 4	
II 発信型	4. 論文・報告文	学協会等の公的機関主催と企業等主催で重み係数が異なる ・口頭発表時は実時間で計上し、購読時は「I参加型」で計上する ・口頭発表のための予稿集、パワーポイント等の説明資料の作成は含まない ・公的機関と企業など、同一内容について別の場で発表した場合は、一回のみ計上し、CPDの重複計上をしない ・ポスターセッションでの発表は、コアタイムが設定されている場合のみ計上できる ・「学術論文の口頭発表」とは、論文掲載されたものを口頭発表する場合を指し、論文掲載と口頭発表を別々に計上できる ・査読付技術論文と、査読の無い論文とは、重み係数が異なる ・論文等は題名、ページ数、内容(キーワード等でわかりやすく)を記入する ・連名・共著の場合は、1編のCPD時間を関係者間で貢献度に応じて配分し計上する ・口頭発表に伴う、講演論文、講演要旨の執筆は、「VI自己学習型」に計上する ・学協会等が発行する学術誌、技術誌の論文等を査読することがある	II 1~II 2 II 3 II 4~II 5 II 6	
	5. 講師・技術指導	大学、学術団体等の研修等の講師と、理科教育・企業研修会での講師とは重み係数が異なる ・技術士等の国家資格の取得指導、非営利での指導は計上できない ・職業上実施した業務の他、部下の指導、社内管理業務に関する教育訓練は計上しない ・同じ教材で行う研修会・講習会は、一回/年度のみ計上する ・大学における非常勤講師は計上できる ・コンサルタント業務、ISO審査、内部監査は計上しない ・同好会活動の講師は計上しない ・講演のための準備(パワーポイント等資料作成、打合せ等)は計上しない	II 7~8 II 9	
	6. 図書執筆	技術図書の執筆は、技術的内容を明確に記録する(業務で作成した技術図書は含まない) ・出版社名、図書名、執筆タイトル、ページ数を記入する ・資格受験指導に関する図書は計上しない ・翻訳も図書執筆を含む	II 10	
	7. 技術協力	業務としてのJICA技術協力等は計上しない(業務委託契約及び雇用契約での業務以外で、有識者(委員等)として参加に限って計上できる) ・日常業務は計上できない。海外の現地技術者に対する指導・教育等で、それが日常業務でない場合は、指導等の対象・目的、テーマ・成果等を記入する ・JABEEおよびAPECエンジニアの審査は、大学教育および国際協力への貢献と位置づけ、10時間/年度を上限として計上できる	II 11	
	III 実務型	8. 資格取得	技術士、学位取得、応用地形判読士及び地質リスク・エンジニアは20/資格を計上する 地質調査技士、地質情報管理士、RCOM、土木施工管理技士の場合は10/資格 その他、技術士第二次試験と同等の難易度の資格を除く10/資格を計上する 資格取得又は資格更新のための学習は、「VI自己学習型」で計上する	III 1~III 2
		9. 業務成果	表彰を登録する場合は、証明するものが必要 ・公的な組織(国、地方公共団体、学協会等)から、グループ名で表彰を受けた場合、そのグループの責任者(長)の場合は20/件を、担当者、審査の場合は10/件を上限として計上する ・表彰は、感謝状を含む ・企業の代表者からの表彰は、責任者10時間/件、担当者等は5時間/件を上限とする ・同一業務における表彰は20時間を限度とする(「同一業務」とは、業務件名が同一のものを指す。) ・特許の共同出願の場合は人数を記入し、上記CPDを限度に本人の貢献度に応じて案分して計上する ・特許は出願時に計上できる	III 3~III 4 III 5
10. 多様な自己学習		GEO-Netの加盟団体が認定するeラーニングとは、加盟団体が各自のHPで公表する指定のeラーニングを指す CPDに値すると判断されるものについては、①自己研究(テーマ・内容)、②受講資格の確認できないオンデマンド講座、③放送大学のTV視聴、④大学・大学院・職業訓練の受講(上限時間内で計上)、⑤技術を通じたNPOやボランティア活動、⑥環境教育活動、⑦展示会への参加、⑧博物館の見学、⑨語学学習、⑩異業種交流会、⑪プライベートな学習会、⑫公的な審議会の傍聴、⑬資格取得のための学習(技術士・英検等、1資格5時間を上限)、⑭講演会の資料作成などが計上できる ・WEB講習会のうち、受講申込み不要(主催者が申込みを把握できない)形式で受講した場合に計上する ・展示会及びコアタイムを設けないポスターセッションの説明等について計上できる	IV 1 IV 2	